

COLUMN.17

誤解が違反につながる専ら物と有価物の違い

専ら物とは、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物」の略称です。廃棄物の管理において、専ら物だから委託契約書は不要である、専ら物は有価物であるなどと誤解されることがあります。専ら物は特定の条件を満たすとマニフェストや業許可が不要になるといった特例がありますが、専ら物と有価物との判断を誤れば委託基準違反などの法令違反になる可能性があります。そのため、専ら物を扱う際には正しい理解が必要です。

専ら物に関する誤解① 「専ら物は有価物である」

専ら物は、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物又は一般廃棄物」の略称です。つまり、**専ら物は有価物ではなく廃棄物**です。

専ら物として環境省から示された4品目は、有償で売却されることが一般的ですが、その排出状況等によっては売却することができず、廃棄物（専ら物）として扱われることがあります。そのため、有価物の取引として廃棄物処理法の対象外であることと、専ら物の引渡しとして廃棄物処理法の特例であることを混同してしまうことがあるようです。

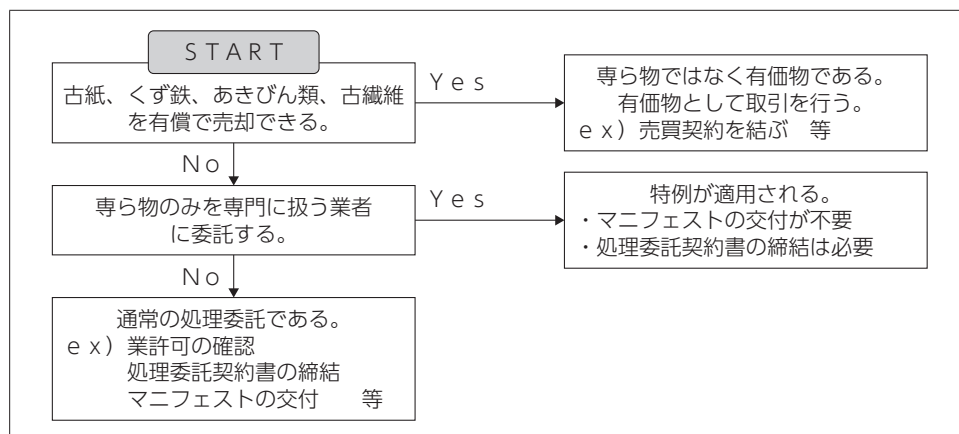
専ら物に関する誤解② 「専ら物の委託には産業廃棄物処理委託契約書は不要である」

専ら物を専門に扱う業者（専ら業者）は業許可が不要であり、専ら物を専ら業者に委託する場合はマニフェストの交付が不要となります。その他の委託基準は他の産業廃棄物の委託基準と同じであり、**処理委託契約書の締結は必要**です。

また、マニフェストが不要となる条件は専ら物を専ら業者に委託する場合のみです。法令では「**専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者**」への特例とされています。**専ら物を通常の処理業許可を持つ業者に委託する場合はこれらの特例は適用されない点**にも注意が必要です。

一般的に、専ら物の特例を利用する状況は少ないと言えます。

■ 図表3-36 専ら物4品目の取扱いフローチャート



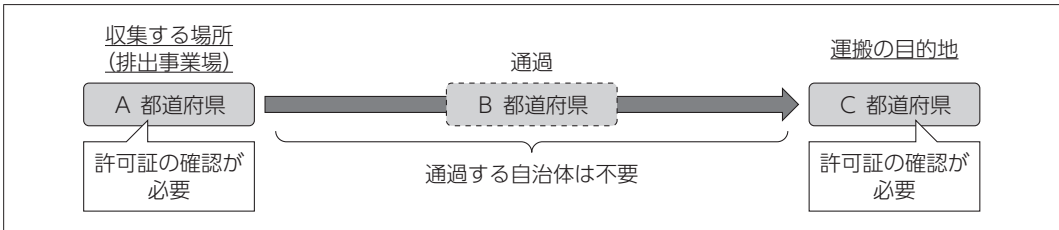
収集運搬は引渡し場所と目的地の2ヵ所の許可を確認

重要度
★★★

1-4 収集運搬を委託する際に注意すること

収集運搬業の許可証は、産業廃棄物を収集する場所（排出事業場）と運搬の目的地（処分施設等）の許可証を確認します。収集する場所と運搬の目的地が同一自治体であれば、確認する許可証は1枚でよいですが、都道府県又は政令市をまたいで運搬する場合、確認する許可証は2枚となります。

図表 3-7 確認すべき収集運搬業の許可



収集運搬業の許可について、平成22年の改正で合理化が図られました。処理業の許可に関して管轄する自治体は都道府県と廃棄物処理法が定める政令市であり、その数は改正当時で109自治体、現在は126自治体（平成31年4月現在）あります。そのため、収集運搬業者は全国で収集運搬業を行おうと考えると100以上の自治体から許可を受けなければなりません。

平成22年改正により、原則として収集運搬業の許可については、都道府県の許可を受けることで、その区域内の政令市でも収集運搬が可能となりました（施行令第27条第1項第5号）。

この合理化により、現在では全国で収集運搬業を行おうとすると、47都道府県で許可を受ければよいことになりました。ただし、政令市内での積替保管を含む許可については、その保管施設のある政令市の収集運搬業許可が必要です。

図表 3-8 合理化前後のイメージ

